

三重県弓道連盟表彰規程

令和3年 1月10日制定

(目的)

第1条 この規程は三重県弓道連盟規約第25条の規定に基づき、三重県弓道連盟の競技力向上に貢献した会員を表彰するため、必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰対象は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人全日本弓道連盟優秀地連得点対象大会（以下「優秀地連得点対象大会」という。）において入賞した会員
- (2) 東海弓道連盟連合会主催大会において優勝した会員
- (3) 予選会のある全国大会において優勝した会員（大会結果報告のあった者）

(表彰の方法)

第3条 年度末に当該年度の優秀選手賞を授与する。

(副賞)

第4条 優秀地連得点大会において、単独で優勝した会員又は団体チームに報奨金を授与する。

(報奨金の額)

第5条 報奨金の額は、10万円とする。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。